

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域振興課	整理番号	1-1
処分の種類	特定地域づくり事業協同組合の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第9条			
処分の概要	認定要件を欠いた特定地域づくり事業協同組合の認定の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第9条</p> <p>2 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けたとき。</p> <p>二 第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>三 第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>四 第五条第一項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。</p> <p>五 第七条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	—			